

所得審査について

【所得の把握時期】

- ・新規申請の場合
1月～9月申請分 前々年の所得で審査
10月～12月申請分 前年の所得で審査
- ・年次更新の場合（毎年10月1日更新）
前年の所得で審査

【所得審査の対象】

受給者本人の所得が対象

所得基準額の一例

扶養親族の数	所得基準額
0人	3,661,000円
1人	4,041,000円
2人	4,421,000円
3人	4,801,000円
4人	5,181,000円
5人	5,561,000円

- ・扶養親族6人目以降は扶養親族1人につき所得基準額に38万円を加算
- ・当該扶養親族が同一生計配偶者（70歳以上）もしくは老人扶養親族の場合は1人につき所得基準額に10万円を加算します
- ・特定扶養親族（19歳以上23歳未満）又は控除対象扶養親族（16歳以上19歳未満）の場合は1人につき所得基準額に25万円を加算します

【所得の算定】

- ・所得基準額と比較すべき所得の額は、所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の道府県民税の基礎となる所得額の合計。
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の扶養義務者の基準を用いる。

$$\begin{array}{rcl} \boxed{\text{収入}} & - & \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{総所得金額等}} \\ \boxed{\text{総所得金額等}} & - & \boxed{\text{各種控除}} = \boxed{\text{所得基準額と比較する額}} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \boxed{\text{所得基準額と比較する額}} & \leq & \boxed{\text{所得基準額}} \rightarrow \text{支給} \\ & > & \boxed{\text{所得基準額}} \rightarrow \text{支給停止} \end{array}$$

【対象となる所得】

～地方税法で規定する所得～

①総所得の金額（利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得（④を除く）、給与所得、譲渡所得（⑤⑥を除く）、雑所得、一時所得）

※給与所得又は公的年金等に係る所得がある場合には、給与所得及び公的年金等に係る

所得の合計額から 10 万円を控除した額となる。

②退職所得の金額(勤務先等から受ける「退職手当等」のこと。いわゆる「退職金」(現年度分離課税扱い)とは異なる。)

③山林所得の金額

④土地等に係る事業所得等の金額

⑤長期譲渡所得の金額

⑥短期譲渡所得の金額

⑦先物取引に係る雑所得

⑧条約適用利子及び条約適用配当等

※所得税法第 35 条第 2 項に基づく課税対象年金は雑所得として所得額に含まれる。

【控除できる額】

控除名	控除額	備考
雑損控除	○	納税者自身あるいは生計を一にする扶養親族等の所有する日常生活上必要な住居や家財が災害や盗難等により損害を受けた場合に受けられる控除
医療費控除	○	納税者自身あるいは生計を一にする扶養親族等のために納税者が 1 年間に 10 万円以上の医療費を支払ったときは 200 万円を限度に控除を受けることができる。
社会保険料相当額	一律 80,000 円	社会保険料は控除できない。(社会保険料控除相当額として一律 8 万円が控除できる)
小規模企業共済掛金控除	○	小規模共済組合法の規定する第 1 種共済契約に基づく掛金や、条例に基づく扶養共済制度の掛金等を支払った場合に適用がある。
障害者控除(本人) ※身障手帳、療育手帳、精神手帳、 戦傷病手帳所持者等	270,000 円 一人につき	障害者控除を受けている場合
特別障害者手当(本人) ※身障手帳 1～2 級、療育手帳④、 A、精神 1 級	400,000 円 一人につき	特別障害者控除を受けている場合
障害者控除(同一生計配偶者・扶養親族)	270,000 円 一人につき	同一生計配偶者及扶養親族が障害者控除を受けている場合
特別障害者控除(同一生計配偶者・扶養親族)	400,000 円 一人につき	同一生計配偶者及扶養親族が特別障害者控除を受けている場合
寡婦控除	270,000 円	夫と死別又は離婚をした後再婚していない者で、扶養親族があり、自身の所得が 500 万以下の場合(ひとり親控除に該当しない場合のみ)

ひとり親控除	350,000 円	生計を同じくする子があり、自身の所得が500 万円以下の単身者
勤労学生控除	270,000 円	高校、大学、又は一定の専修学校・各種学校の生徒で、自ら働いて得た給与所得や雑所得がある者(年間所得 75 万円以下)
肉牛用の卸売による農業所得に対する所得税の免除に相当する控除	○※	当該免除相当額を控除
土地改良事業施行地の耕作所得に対する所得税の免除に相当する控除	○※	当該免除相当額を控除
配偶者特別控除	○	配偶者に 48 万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。

○印は当該控除及び免除の実額を控除します。

- ・控除できるのは、課税台帳上実際に控除されたもののみです。
 - ・控除する所得は、課税対象となる全ての所得からであり、課税台帳上の課税標準額(各種控除を控除した後の額)からさらに控除できるとしたものではありません。
 - ・各種控除は、地方税法による市町村・県民税の課税台帳上実際に控除されたものでなくてもはなりませんが、控除する額は所得税法にしたがった額であり、地方税法上の控除額と異なることに注意してください。
- (※は前年の所得税上控除されたものです)
- ・分離課税の所得がある場合は、分離課税分の課税所得を出して、課税所得を合計した上で控除していきます。